

岩手県事業復興型雇用確保助成金 令和元年度「雇入費」助成のご案内



沿岸12市町村(※1)に所在する事業所が、被災三県求職者(※2)を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。



※1 沿岸12市町村:洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
 ※2 被災三県求職者:平成23年3月11日において岩手県、宮城県、福島県で勤務または居住していた求職者

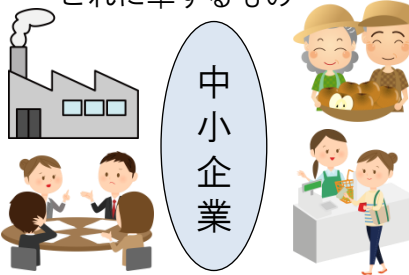
助成の要件

〈1 対象事業所〉(1)~(3)全てに該当する沿岸12市町村に所在する事業所であること

(1)国または自治体等の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業を実施していること

(2)中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者またはこれに準ずるもの

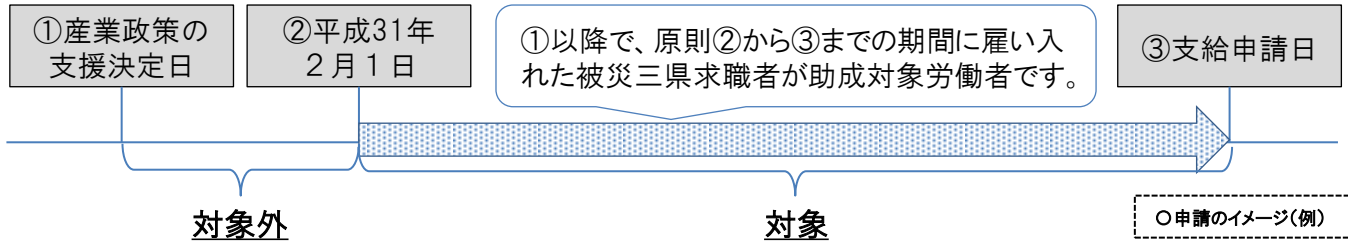
(3)令和元年度に初めて雇入費助成金を申請する事業所



〈2 助成対象労働者〉(1)~(3)全てに該当する労働者であること

(1)対象事業所に雇用された被災三県求職者

・産業政策の支援決定以後、かつ平成31年2月1日以降に雇用された労働者であること



(2)「期間の定めのない雇用契約」または「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された者

(3)雇用保険の一般被保険者または高齢被保険者



助成金の支給額

1人当たり最大3年間、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
フルタイム労働者	120万円	60万円	40万円	20万円
短時間労働者	60万円	30万円	20万円	10万円

受付期間

※2期に分かれます

令和元年9月2日(月)から令和元年11月29日(金)まで
 〈申請対象〉平成31年2月1日から令和元年10月31日までの雇入れ

令和元年12月2日(月)から令和2年1月31日(金)まで
 〈申請対象〉令和元年11月1日から令和2年1月31日までの雇入れ

お問合せ・申請書の送付先

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター

- 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
- 受付時間: 平日9:30~正午 / 13:00~16:30
- TEL: 019-601-5263 FAX: 0120-079-200

